

公 告

平成17年度に締結が見込まれる「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号）の規定が適用される物品等及び特定役務の調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」といいます。）に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等について、次のように定めます。

平成16年12月22日

京都市公営企業管理者

交通局長 島田 與三右衛門

1 調達が見込まれる物品等及び特定役務の種類

(1) 物品等

印刷, 家具・什器・雑貨, 繊維・皮革・ゴム製品, 電気機械・器具, 機械器具・工具, 車輛（電車車輛を除く）, 薬品・塗料・燃料, 看板・標識・金属プレート, 貸物（リース）・会場設営, 建物管理, 清掃, 警備, 電力, その他

(2) 工事

土木工事, 建築工事, 電気工事, 管工事, その他工事

(3) 測量・設計等

測量, 土木設計, 建築設計, 設備設計, 地質調査, 補償・調査他

2 競争入札参加者の資格

競争入札に参加しようとする者は, 管理者が必要と認める場合を除き, 次に掲げる資格を有する者とします。

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の一に該当し、2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 引き続き2年以上、当該営業を営んでいること。（ただし、電力の供給の場合を除く。）
- (4) 法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと。
- (5) 京都市の市民税及び固定資産税の未納がないこと。
- (6) 京都市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。
- (7) 建設工事の請負にあっては、建設業法第3条第1項の規定による許可を受けて建設業を営んでおり、かつ、同法第27条の23第1項の規定による審査（経営事項審査）を受けていること。
- (8) (7)に定めるもののほか、法令の規定により、当該営業について免許、許可又は登録等が必要な場合は、当該免許、許可又は登録等を受けていること。

なお、平成16・17年度京都市交通局競争入札参加資格審査申請（平成17年度補充受付を含む。）において適格と認められ、京都市交通局競争入札参加有資格者名簿に登載された者は、平成17年4月1日から平成18年3月31日まで、本公告による新たな申請は必要ないものとする。

3 資格審査の申請

(1) 申請書類の入手方法等

申請書類は、「物品」、「工事」、「測量・設計等」の3種類です。「物品」は、1部提出することで、交通局、市役所及び上下水道局に共通申請となります。「工事」、「測量・設計等」も、各1部の提出ですが、書類の中で申請先を交通局、市役所又は上下水道局から選択することになります。申請書類は、次の場所で有償で入手できます。

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所本庁舎地階東側 有限会社ライフプランサポート

電話 075-222-4141

ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までを除きます。

販売時間は、午前9時から午後4時45分までです。

なお、郵送販売も行っています。

(2) 申請受付の時期

平成16年12月25日以後の随時に受け付け、時間は、午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分までとします。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までを除きます。

(3) 申請受付の場所

〒604-8804 京都市中京区壬生坊城町48番地

京都市交通局本館2階

京都市交通局企画総務部財務課管財契約係

(4) 提出書類

- ア 競争入札参加資格審査申請書
- イ その他管理者が別に定める書類

(5) 作成に用いる言語等

- ア 申請書類等は、日本語で記入してください。外国語で記載したものは、日本語の訳文を添付してください。
- イ 申請書類等の金額表示は、外国貨幣額によるものは邦貨額に換算して記入してください。

(6) 郵送の場合は、書留郵便によるものとします。

4 結果通知

競争入札参加資格審査結果通知書により、その結果を通知します。

5 資格の有効期間

審査の結果を通知した日の翌日から平成18年3月31日まで

6 その他

提出書類の記載事項等に変更が生じたときは、速やかに書面で届け出るものとします。

また、競争入札に参加しようとする者に次のいずれかにより営業の承継があった場合においては、上記2(2)から(6)までに掲げる資格について、前営業者の資格を承継するものとみなします。

(1) 相続したとき。

(2) 個人営業者が会社を設立し、これにその営業を譲渡し、その会社の代表取締役就任したとき。

(3) 会社が解散し、会社の代表取締役がその営業を譲り受け、個人営業者となったとき。

(4) 会社が合併し、合併前のいずれかの会社の代表取締役が、合併により新設された会社又は合併後存続する会社の代表取締役就任したとき。

(5) 会社はその組織を変更し、他の種類の会社となったとき。

(6) その他管理者が必要と認めるとき。

7 問い合わせ先

〒604-8804 京都市中京区壬生坊城町48番地

京都市交通局本館2階

京都市交通局企画総務部財務課管財契約係

電話 075-822-9132

(交通局企画総務部財務課)